

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月16日（平成29年（行個）諮問第36号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行個）答申第173号）

事件名：本人からの労働相談に係る相談票の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が特定労働基準監督署で特定事業場について相談した相談票及び添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年11月11日付け愛労発基1111第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

労働相談の実施記録の保存のため、開示文書中の黒塗箇所について開示を求める。

##### （2）意見書

地方裁判所へ民事訴訟を提訴し争うと証拠書類が必要となります。

本件対象文書が全面開示でないと正確な事実を把握できません。

本件対象文書の全面開示を要望します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成28年10月14日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき「開示請求者が特定労働基準監督署で特定事業場について相談した相談票及び添付資料一式」に係る開示請求を行った。

（2）これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年11月20日付け（同月21日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本審査請求について、法14条7号イに該当するとして部分開示した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定労働基準監督署において特定事業場に係る労働相談をした際に、本人が記載した相談申告票及び労働基準監督署職員が作成した相談票である。

本件対象保有個人情報は、労働相談の実施記録の保存のため作成したものであり、一般に、受付年月日、相談者氏名、事業場名、相談内容等が記録され、併せて、当該事案の処理方法に関する意見等も記載される。相談票は、労働基準監督署内で決裁又は供覧が行われ、事案の内容に応じて労働基準監督官が行う監督指導等につながることもある。

### (2) 不開示情報該当性について

本件対象文書のうち相談票の処理結果欄には、処理結果の状況が記載されており、当該情報が開示されれば、相談に係る対応方針等が明らかになり、労働基準監督官の行う監督指導業務において、調査に必要な資料の隠蔽等が容易に行われるおそれがあるなど正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は審査請求において「労働相談の実施記録の保存のため開示文書中の黒塗箇所について開示を求める」と主張しているが、上記3で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

## 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年2月16日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年3月9日     | 審査請求人から意見書を收受     |
| ④ 同日         | 審議                |
| ⑤ 同年10月19日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

⑥ 平成30年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が特定労働基準監督署で特定事業場について相談した相談票及び添付書類一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分は、労働相談票の「処理結果」欄の選択肢のうち、「処理結果1（完結）」及び「処理結果5（行政指導等担当部署への取次）」のそれぞれの右横の欄である。

当該各欄には、処理結果の状況が記載されており、これを開示すると相談に係る対応方針が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子